

情報処理技術者試験事業の実施業務（中国支部業務に係るもの）に係る措置に関する計画
（案）

平成 20 年 9 月
独立行政法人情報処理推進機構

1 措置に関する計画案

公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）（別添 1）に基づき、（独）情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の実施業務（中国支部業務に係るもの）における民間競争入札について、以下のとおり計画案を策定した。

事項名

（独）情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業

措置の内容等

（独）情報処理推進機構の地方支部が実施している情報処理技術者試験業務のうち、平成 20 年度においては、中国支部の試験会場の確保及び運営業務について民間競争入札を実施し、試験の安定実施に支障を来すおそれがないことが確認できたときは、平成 21 年度中に中国支部を廃止する。

その他の地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性を検討した上で、当該支部が実施してきた試験の安定実施に支障を来すおそれがないことが確認できたときは、監理委員会と連携しながら民間競争入札を活用し、今次中期目標期間終了までに廃止等の見直しを行う。

【業務の概要及び入札の対象範囲】

広島試験地の試験会場の確保及び試験運営業務

【入札の実施予定時期】

平成 20 年度中に入札を実施し、平成 21 年度秋期試験事業から落札者による事業を実施

【契約期間】

平成 21 年 4 月から平成 24 年 6 月までの 3 年 3 ヶ月間

担当府省

経済産業省

2 計画案の策定に当たっての考え方

(1) 業務の概要及び入札等の対象範囲

情報処理技術者試験の実施業務の概要については、別添 2 を参照。

入札業務の内容

中国支部の実施業務である、

試験会場の確保

試験会場の確保（契約最終年度においては、確保した会場の円滑な引き継ぎを含む）

試験会場までの案内図の作成

身障者の受験申請者の試験室の確保

試験会場における受験者の部屋割表の作成

会場責任者、試験監督員等の確保及び割付

会場責任者・試験監督員の必要数の確保及び試験室別の割付

会場責任者の質の確保

試験運営業務

問題冊子・答案用紙の数量確認と試験日までの確実な保管

問題冊子・答案用紙の確実な発送と受領

試験会場の運営（試験会場設営、出席確認、答案用紙の確実な回収、クレーム対応等）

平成 20 年度中国支部業務を民間競争入札の対象とする理由

支部業務における民間競争入札の実施については、国家試験の安定実施の観点から、事業規模が比較的小さい支部での実績に対する評価を見極めながら段階的に実施することとしている。この観点から、平成 19 年度は、四国・沖縄の両支部において民間競争入札を実施しており、平成 20 年度は中国支部を対象とすることとする。

(2) 入札等の実施予定時期

例年 2 回、春期（4 月）と秋期（10 月）に情報処理技術者試験を実施している。試験会場の確保等ノウハウを要するものについて、落札者の習熟期間を考慮し、平成 21 年 4 月から落札者による事業開始とした。

(3) 契約期間

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月閣議決定）等に基づき、各種事業の見直しを行った結果、複数年度契約としている。また、落札業者の経営リスク等低減を図るため複数年契約が必要と考える。

公共サービス改革基本方針別表(平成19年12月閣議決定)(抄)

7. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(40)(独) 情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業	<p>情報処理技術者試験事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部については、平成19年度に全国9地方支部のうち2地方支部(四国及び沖縄)を廃止する。その他の地方支部が実施している試験会場の確保及び運營業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性を検討した上で、当該支部が実施してきた試験の安定実施に支障を来すおそれがないことが確認できたときは、監理委員会と連携しながら民間競争入札を活用し、次期中期目標期間終了までに廃止等の見直しを行う。</p> <p>香川県及び沖縄県において、四国及び沖縄地方支部が実施してきた試験会場の確保及び運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>落札者により実施する業務全般の評価を踏まえ、試験の安定実施に支障を来すおそれがないときは、経済産業省産業構造審議会における情報処理技術者試験制度の見直しの結果を踏まえつつ、平成20年度以降、監理委員会と連携しながら民間競争入札の活用を検討する。</p>	経済産業省

情報処理技術者試験の事業概要

(1) 試験実施事業の概要

1. 事業名

情報処理技術者試験事業

2. 情報処理技術者試験の概要・目的

概要

- ・情報処理技術者試験は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能を問う試験である。その実施に関する事務は、同条第 2 項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行っている。
- ・この試験は、情報システムを構築又は運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザー（利用者）」まで情報技術に関係する人に加え、学生・生徒や一般人も含む多くの人々が活用している。また、特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知っておくべき原理や基礎となる技能について、総合的に評価するものである。

< 情報処理技術者試験の区分（平成 21 年度春期試験以降） >

平成 19 年 12 月に試験制度の見直しが行われており、平成 21 年度春期試験から実施される新試験制度の試験区分は次のとおり。

- イ．IT パスポート試験（春期及び秋期）
- ロ．基本情報技術者試験（春期及び秋期）
- ハ．応用情報技術者試験（春期及び秋期）
- ニ．情報セキュリティスペシャリスト試験（春期及び秋期）
- ホ．プロジェクトマネージャ試験（春期）
- ヘ．データベーススペシャリスト試験（春期）
- ト．エンベデッドシステムスペシャリスト試験（春期）
- チ．IT サービスマネージャ試験（秋期）
- リ．システム監査技術者試験（春期）
- ヌ．IT ストラテジスト試験（秋期）
- ル．システムアーキテクト試験（秋期）
- ヲ．ネットワークスペシャリスト試験（秋期）
- ワ．初級システムアドミニストレータ試験（平成 21 年度春期まで）

目的

- ・ 情報処理技術者に目標を示し、刺激を与えることによって、その技術の向上に資すること。
- ・ 情報処理技術者として備えるべき能力についての水準を示すことにより、学校教育、職業教育、企業内教育等における教育の水準の確保に資すること。
- ・ 情報技術を利用する企業、官庁などが情報処理技術者の採用を行う際に役立つよう客観的な評価の尺度を提供し、これを通じて情報処理技術者の社会的地位の確立を図ること。

3 . 主催者

経済産業大臣

4 . 実施時期

例年、春期試験（4月）・秋期試験（10月）の2回

5 . 会場

全国 63 試験地（平成 20 年度春期実績）

6 . 応募者規模（平成 20 年度春・秋期実績）

539,736 人

なお、この試験には昭和 44 年度から平成 20 年度春期までにのべ 1,451 万人が応募し、のべ 159 万人が合格している。